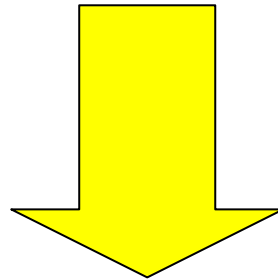


VI 病気やけがのときの 公的保障は？

グループ C

1. 医療保険制度

- サラリーマンなどが加入→健康保険
- 公務員などが加入→共済組合
- 自営業者などが加入→国民健康保険



自己負担額3割(保険治療のみ)

保険給付の種類

①療養の給付・医療保険中心となる給付

・自己負担割合 3歳～69歳は**3割**

2歳以下は**2割**

70歳以上は所得により**1割～2割**

②高額療養費・自己負担額が一定額を超過した分が払い戻される制度

・自己負担限度額 (70歳未満の場合)

住民税非課税世帯

3万5400

上位所得者

$15万 + (\text{医療費} - 50万) \times 1\%$

一般所得者

$8万100 + (\text{医療費} - 26万7千) \times 1\%$

単位:円

③払った医療費が払い戻されるケース・・・緊急の治療で、保険治療を扱っていない医療機関で受けた治療費、海外旅行中に受けた治療費など、一部が払い戻される

④出産に関する保険給付・・・被保険者あるいは、その妻が出産した時に支給

- ・**出産育児一時金** 子供一人につき最低30万円
- ・**出産手当金** 健康保険などに加入する被保険者本人が出産した場合に支給される

⑤傷病手当金・・・被保険者が病気やけがで収入が途絶えた時に
支給

・傷病手当金の支給額

標準報酬日額 × 60% × (病気の休んだ日数 - 3日)

⑥その他・・・埋葬料などの保険給付

・埋葬料 被保険者が死亡した時は、埋葬を行った家族に5万
円の支給

2 身体に障害が残ったときの公的保障 障害年金

障害者になったときの年金

- 病気やけがで身体に障害が残ったとき、あるいは、生まれつき身体に障害がある場合には、障害年金が支給される。
 - 障害基礎年金(国民年金)
 - 障害厚生年金(厚生年金)

障害基礎年金

- 条件～障害の原因となった病気やけがの初

診日に

国民年金に加入中

国民年金加入終了後の60～65歳

20歳未満

- * 障害の程度が障害認定日に障害1級、2級だった人

- 1級 99万3100円
- 2級 79万4500円
- 18歳未満の子を扶養(子も障害1, 2級なら20未満)

2人目まで 22万8600円

3人目以降1人につき 7万6200円

障害厚生年金

- 条件～障害の原因となった病気やけがの初診日に厚生年金の被保険者
- 種類
 - 1級障害厚生年金
 - 2級障害厚生年金
 - 3級障害厚生年金
 - 障害手当金(一時金)
- * 障害1, 2級には配偶者加給年金も加算

3 工作中や通勤途中の事故による けがは労災で保障

労災保険とは

- **仕事**や**通勤途中**などが原因で、病気になったり、けがをしたり、身体障害が残ったり、死亡したときに補償する保険。
- 補償されるのは、労災保険に加入している事業主に雇われている人です。
- **パート**や**アルバイト**も労災の対象に。

補償対象の例

- 勤務先の工場で火災があり傷を負った。
 - 危険な薬品を扱っていたため中毒症状が残った。
 - 過度の残業が続いて過労で倒れた。
- etc...

補償対象の条件

- これから仕事をする、あるいは仕事を終えて帰宅する途中であること。
- 自宅と勤務先の往復であること。
- 合理的な経路、方法であること。
- 往復の経路を途中で逸脱中断していないこと。
(ただし、食料品などを買いにスーパーに立ち寄ったり、治療のため病院に行った後の事故は給付対象。)

労災の補償内容

- ①病気や怪我で治療を受けたとき
 - ・治るまでの治療費は無料。
 - ・通勤途中の災害では、最高200円の自己負担がある。
- ②療養のため治療を休み、給与などが受け取れないとき
 - ・休業補償給付が受け取れる
 - ・休業4日目から、給与のおよそ80%受け取れる。

③治療を始めてから1年6ヶ月経っても治らないとき
・そのときの障害程度が、傷病等級1級から3級にあたるときには、休業補償給付にかわって「**傷病補償年金**」が支給される。

④病気や怪我が治っても障害が残ったとき
・重度の障害(障害等級1級～7級)が残ったときには「**傷害補償年金**」が、軽度の障害(障害等級8級～14級)では「**傷害補償一時金**」が支給される。

⑤死亡したとき
・遺族には「**遺族補償給付**」が支給される。
葬祭を行う人には「**葬祭料**」が支給される。

⑥傷病等級や障害等級が1級・2級の時

- ・傷病年金や障害年金の受給者で、傷病等級・障害等級が1級・2級で常時または随時介護を受けている人は「**介護給付**」が支給される。

⑦定期健康診断で異常があった時

- ・事業主が実施とする定期健康診断等で脳や心臓に関する一定の項目で、異常の所見があると診断された時に、**二次健康診断**や**特定保健指導**(「二次健康診断等給付」)を受けることができる。